

# 四 半 期 報 告 書

( 2009年度第1四半期 )

自 2009年4月1日

至 2009年6月30日

ソ ニ ー 株 式 会 社

- 1 本書は、四半期報告書を金融商品取引法第 27 条の 30 の 2 に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して、2009 年 8 月 12 日に提出したデータに目次および頁を付して出力・印刷したものです。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書および上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでいます。

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2009年8月12日
【四半期会計期間】	2009年度第1四半期（自 2009年4月1日 至 2009年6月30日）
【会社名】	ソニー株式会社
【英訳名】	SONY CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役 大根田 伸行
【本店の所在の場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	IR部門長 土川 元
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	IR部門長 土川 元
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

# 目 次

頁

表 紙

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

### 第2 事業の状況

1 生産、受注および販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析	4

第3 設備の状況	13
----------	----

### 第4 提出会社の状況

#### 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	14
(2) 新株予約権等の状況	15
(3) ライツプランの内容	29
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	29
(5) 大株主の状況	30
(6) 議決権の状況	31

2 株価の推移	31
---------	----

3 役員の状況	31
---------	----

第5 経理の状況	32
----------	----

#### 1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	33
(2) 四半期連結損益計算書	35
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	36

2 その他	50
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	51
-------------------	----

[独立監査人の四半期レビュー報告書]

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次		2008年度 第1四半期連結 累計(会計)期間	2009年度 第1四半期連結 累計(会計)期間	2008年度
会計期間		自2008年 4月1日 至2008年 6月30日	自2009年 4月1日 至2009年 6月30日	自2008年 4月1日 至2009年 3月31日
売上高および営業収入	百万円	1,979,044	1,599,853	7,729,993
営業利益(損失)	百万円	73,439	△25,700	△227,783
税引前利益(損失)	百万円	62,922	△32,944	△174,955
当社株主に帰属する四半期(当期)純利益(損失)	百万円	34,977	△37,093	△98,938
純資産額	百万円	3,863,320	3,244,539	3,216,602
総資産額	百万円	12,792,767	12,366,462	12,013,511
1株当たり純資産額	円	3,577.00	2,958.91	2,954.25
基本的1株当たり当社株主に帰属する四半期(当期)純利益(損失)	円	34.86	△36.96	△98.59
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する四半期(当期)純利益(損失)	円	33.28	△36.96	△98.59
自己資本比率	%	28.1	24.0	24.7
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△216,937	56,918	407,153
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△214,262	△172,858	△1,081,342
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	113,659	265,254	267,458
現金・預金および現金同等物四半期末(期末)残高	百万円	787,764	807,931	660,789
従業員数	人	181,300	170,800	171,300

- (注) 1 当社の四半期連結財務諸表は、米国預託証券の発行に関して要求されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、会計調査公報、会計原則審議会意見書および財務会計基準書等、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式および作成方法（以下「米国会計原則」）によって作成されています。
- 2 当社は、持分法による投資利益(損失)を営業利益(損失)の一部として表示しています。
- 3 当社は、2009年4月1日から、米国財務会計基準書(Statement of Financial Accounting Standards、以下「基準書」)第160号「連結財務諸表における非支配持分—ARB第51号の改訂(Noncontrolling Interests in Consolidated Financial Statements—an amendment of ARB No. 51)」の経過措置にしたがい、表示および開示に関して基準書第160号を遡及適用しました。これにより、従来、連結貸借対照表上の負債の部と資本の部の中間に独立の科目として表示していた少数株主持分を、非支配持分として連結貸借対照表上の資本の部を含めて表示しています。また、連結損益計算書上の四半期純利益(損失)は、非支配持分に帰属する四半期純利益を含めて表示しています。基準書第160号の表示に関する規定は遡及的に適用され、過年度の連結財務諸表を組替再表示しています。
- 4 売上高および営業収入には、消費税等は含まれていません。
- 5 純資産額は米国会計原則にもとづく資本合計を使用しています。
- 6 1株当たり純資産額は、当社株主に帰属する資本合計を用いて算出しています。
- 7 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

## 2 【事業の内容】

2009年度第1四半期連結会計期間において、当社および当社の連結子会社（以下「ソニー」）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

ソニーは2009年4月1日付の機構改革にともない、2009年度第1四半期より、業績報告におけるビジネス別セグメント区分の変更を行いました。この変更については「第5 経理の状況 四半期連結財務諸表注記 2 主要な会計方針の要約 (2) 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更（セグメントの変更）」に記載のとおりです。

2009年6月30日現在の子会社数は1,278社、関連会社数は91社であり、このうち連結子会社（変動持分事業体を含む）は1,242社、持分法適用会社は85社です。

なお、当社の連結財務諸表は米国会計原則にもとづき作成されており、関係会社の情報についても米国会計原則の定義にもとづいて開示しています。「第2 事業の状況」および「第3 設備の状況」においても同様です。

## 3 【関係会社の状況】

2009年度第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

(注) 2009年4月1日付で、(株)ソニー・ミュージックマニュファクチュアリングが、社名を(株)ソニーDADCジャパンとしました。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2009年6月30日現在

従業員数（人）	170,800
---------	---------

(注) 従業員数は百人未満を四捨五入して記載しています。

### (2) 提出会社の状況

2009年6月30日現在

従業員数（人）	17,267
---------	--------

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注および販売の状況】

ソニーの生産・販売品目は極めて多種多様であり、エレクトロニクス機器、家庭用ゲーム機やゲームソフト、音楽・映像ソフト等は、その性質上、原則として見込生産を行っています。なお、ソニーはエレクトロニクス機器の在庫をほぼ一定の必要水準に保つように生産活動を行っていることから、生産状況は販売状況に類似しています。販売の状況については「4 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析」における「分野別営業概況」をご覧ください。

### 2【事業等のリスク】

下記のシャープ㈱（以下「シャープ」）との合弁契約に関する記載および音楽事業に対する欧州裁判所による司法手続きに関する記載以外に、2009年6月19日に提出した有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載した内容から重要な変更はありません。なお、下記事項は本書提出日現在において入手し得る情報にもとづいて判断したものです。

(8) 戦略事業におけるソニーの第三者との合弁・協業・提携は、成功しない可能性があります。

ソニーは、過去数年間、従来社内部門や完全子会社で営んでいた事業を補完もしくは置き換えるため、第三者との合弁、協業や戦略的提携を確立してきました。

ソニーは、現在、Sony Ericsson Mobile Communications AB（以下「ソニー・エリクソン」）および S-LCD Corporation（以下「S-LCD」）などに出資を行っています。既存の提携・合弁・戦略的出資において、ソニーと相手企業が共通の財務目的を達成できない場合、ソニーの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、ソニーと相手企業が共通の財務目的を達成する過程にあったとしても、提携・合弁・戦略的出資の期間中、ソニーの業績に一時的、または短期もしくは中期的な悪影響を及ぼす可能性があります。なお、2009年7月30日に、ソニーは、シャープとのあいだで、大型液晶パネルおよび液晶モジュールの製造・販売事業に関する合弁契約を締結しました。

特に、合弁・提携関係において生じる法的・文化的な差異や、合弁・提携相手との関係の変化、合弁・提携相手の財務状況の変化などにより、増加する合弁事業や戦略的提携を円滑に運営できなくなるリスクも存在します。これらの合弁および戦略的提携について、ソニーが利害の対立に直面するリスクやキャッシュ・フローへの支配権を含む合弁事業や戦略的提携への支配権を十分に確保できないリスクや、ソニー固有の技術やノウハウが漏洩するリスクもあります。また、ソニーブランドを使用する合弁会社の行為もしくは事業活動により、ソニーの評判が傷つけられる可能性があります。

(22) ソニーの音楽事業は、欧州裁判所による司法手続きの影響を受けます。

ソニーは欧州委員会などによる独占禁止に関する承認にもとづき、2004年8月に、日本以外における音楽制作事業を Bertelsmann AG（以下「ベルテルスマン」）の音楽制作事業と統合し、SONY BMG MUSIC ENTERTAINMENT（以下「ソニーBMG」）を設立しました。これに対して、2004年12月3日に、独立系の音楽制作会社2,500社で構成される国際団体「Impala」が、欧州委員会による統合承認の無効を求めてEU第一審裁判所に提訴しました。

2006年7月13日、EU第一審裁判所は、欧州委員会の統合承認を無効とし、同委員会に対して事業統合を再調査するよう求めました。2006年10月、Sony Corporation of America（以下「SCA」）とベルテルスマンはEU第一審裁判所の判決に関し欧州共同体司法裁判所に控訴しました。2007年10月3日、欧州委員会は再調査の結果、統合には市場での競争阻害性はないとした2004年の判断を再確認しました。欧州委員会の再確認に対しては、Impalaが2008年6月16日にEU第一審裁判所に不服申し立てを行った旨発表しました。また、2008年7月10日、欧州共同体司法裁判所は、SCAとベルテルスマンによりなされた2006年の控訴に対し、欧州委員会の当初承認を無効としたEU第一審裁判所の判決を破棄し、再審理するために同裁判所に差し戻すことを命じる判決を出しました。なお、2008年9月26日、EU第一審裁判所は、Impalaにより2008年になされた欧州委員会の再確認に対する不服申し立てに関する訴訟手続きにつき、欧州委員会の当初承認に関するEU第一審裁判所の判決が出されるまで停止することを決定しています。また、ソニーBMGは、2008年10月1日にソニーの完全子会社となり、2009年1月1日付で社名をSony Music Entertainment（以下「SME」）と変更しています。2009年6月30日、EU第一審裁判所は、欧州委員会の当初承認に対する2004年のImpalaの提訴は目的を欠くため、判決を下す必要はもはやないと判断を下しました。したがって、2004年の当初承認については確定しました。EU第一審裁判所は、欧州委員会の再確認に対するImpalaの不服申し立てに対して2009年6月30日の判断が与える影響につき、現在審理中です。

### 3 【経営上の重要な契約等】

2009年度第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 4 【財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績等の概要

	2008年度第1四半期	2009年度第1四半期	増減率
	億円	億円	%
売上高および営業収入	19,790	15,999	△19.2
営業利益（損失）	734	△257	—
税引前利益（損失）	629	△329	—
当社株主に帰属する四半期純利益（損失）*	350	△371	—
普通株式1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益（損失）			
	円	円	—
—基本的	34.86	△36.96	
—希薄化後	33.28	△36.96	—

#### 補足情報

ソニーの経営陣は営業損益に加え、持分法による投資損益および構造改革費用による影響を除いた調整後営業損益を用いて業績を評価しています。この開示は、米国会計原則に則っていませんが、投資家の皆様にソニーの営業概況の現状および見通しを理解いただくための有益な情報を提供することによって、ソニーの営業損益に関する理解を深めていただくために表示しているものです。ソニーの経営陣はこの表示を営業状況の評価、比較分析、および費用削減が計画通り進捗しているかどうかの検証のために使用しています。

	2008年度第1四半期	2009年度第1四半期	増減率
	億円	億円	%
営業利益（損失）	734	△257	—
控除：持分法による投資利益（損失）	22	△151	—
戻し入れ：構造改革費用	6	339	5,896.3
上記調整後営業利益	718	233	△67.5

上記の米国会計原則に則っていない補足情報は、米国会計原則に則って開示されるソニーの営業損益を代替するものではなく、追加的なものとして認識されるべきものです。なお、当四半期における米国のケーブルネットワーク会社に対するSony Pictures Entertainment Inc.（以下「SPE」）の持分法投資の一部の売却益83億円は、営業損失および調整後営業利益にともに含まれています。

\* 「当社株主に帰属する四半期純利益（損失）」は、2008年度までの「四半期純利益（損失）」と同一の内容です。連結損益計算書の表示変更は、2009年4月1日よりソニーが適用している基準書第160号に基づくものです。

#### 連結業績概況

売上高および営業収入（以下「売上高」）は、昨年9月以降の世界的な景気後退や円高などの影響により前年同期比19.2%減少しました。

当四半期の米ドル、ユーロに対する平均円レートはそれぞれ96.3円、131.1円と前年同期の平均レートに比べ米ドルは7.5%、ユーロは23.5%の円高となりました。

営業損益は、前年同期比991億円悪化し、257億円の営業損失となりました。売上の減少に対して、売上原価および



販売費・一般管理費の削減に努めたものの、円高による影響約680億円、構造改革費用の増加334億円、およびソニー・エリクソンを主とする持分法適用会社の業績悪化の影響173億円などにより、営業損益が悪化しました。

営業損益に含まれる持分法による投資損益は、前年同期比173億円悪化し、151億円の損失となりました。ソニー・エリクソンにおける持分法による投資損益は、主に販売台数の減少にともなう売上高の減少および為替の悪影響により、前年同期の6億円の利益に対し、145億円の損失を計上しました。Samsung Electronics Co., Ltdとの合弁会社S-LCDに関する持分法による投資損益は、前年同期比44億円悪化し18億円の損失となりました。

なお、前年同期は、ソニーBMGの50%の持分に対する投資損失25億円を音楽分野において計上しましたが、2008年10月1日付で残りの持分をソニーが買収したことにより、ソニーBMGの業績は同日以降ソニーに100%連結されています。ソニーBMGは、2009年1月1日付で社名をSMEに変更しました。

税引前損益は、前年同期の629億円の利益に対して、329億円の損失となりました。

法人税等は、税引前損失を計上したことなどにより122億円の税金費用の戻し入れを計上しました。

当社株主に帰属する四半期純損益は、前年同期の350億円の利益に対して、371億円の損失となりました。

#### 分野別営業概況

ソニーは、2009年4月1日付の機構改革にともない、当年度第1四半期より、業績報告におけるビジネス別セグメント区分の変更を行いました。主に、従来のエレクトロニクス分野およびゲーム分野に含まれていた事業を再構成し、コンシューマープロダクツ&デバイス（以下「CPD」）分野、ネットワークプロダクツ&サービス（以下「NPS」）分野、B2B&ディスク製造分野を新設しました。

CPD分野には、テレビ事業、デジタルイメージング事業、オーディオ・ビデオ事業、半導体事業、コンポーネント事業が含まれています。S-LCDの持分法による投資損益はCPD分野に含まれています。NPS分野には、ゲーム事業およびPC・その他ネットワークビジネス事業が含まれています。B2B&ディスク製造分野には、放送・業務用機器などのB2B事業およびブルーレイディスク、DVD、CDのディスク製造事業が含まれています。

また、ソニーは当年度第1四半期より、音楽分野を新設しました。音楽分野には、SMEおよび(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント（以下「SMEJ」）ならびにソニーが株式の50%を保有する米国における音楽出版事業の合弁会社であるSony/ATV Music Publishing LLC（以下「Sony/ATV」）の業績が含まれています。なお、2008年度第1四半期の音楽分野の営業利益には、ソニーBMGの持分法における投資損失が含まれています。

ソニー・エリクソンの持分法による投資損益については、単独のセグメントとして表示しています。

以上のセグメント変更にともない、各分野の2008年度第1四半期における売上高および営業収入、営業損益を当四半期の表示に合わせて修正再表示しています。

各分野の売上高はセグメント間取引消去前のものであり、また各分野の営業利益（損失）はセグメント間取引消去前のもので配賦不能費用は含まれていません（「第5 経理の状況」四半期連結財務諸表注記『7 セグメント情報』参照）。

#### コンシューマープロダクツ&デバイス分野

	2008年度第1四半期	2009年度第1四半期	増減率
	億円	億円	
売上高	10,645	7,734	△27.3
営業利益（損失）	361	△20	—

CPD分野の売上高は、前年同期比27.3%減少の7,734億円となりました。また、外部顧客に対する売上は前年同期比28.5%の減収となりました。主に、円高の影響および世界的な景気後退にともなう事業環境の悪化や価格競争の激化により減収となりました。製品別では、液晶テレビ「BRAVIA」、コンパクトデジタルカメラ「サイバーショット」、ビデオカメラ「ハンディカム®」が減収となりました。

営業損益は、前年同期の361億円の利益に対し、当四半期は20億円の損失を計上しました。販売費・一般管理費の減少、および売上原価率の改善があったものの、減収による売上総利益の減少および円高の影響があったことなどにより損益が悪化しました。なお、構造改革費用については、前年同期の2億円の戻し入れに対し、当四半期は207億円を計上しました。構造改革費用を除くベースで損益が悪化した製品は、ビデオカメラ「ハンディカム®」、イメージセンサー、コンパクトデジタルカメラ「サイバースhots」などです。一方、コスト削減により液晶テレビ「BRAVIA」の損益は改善しました。

#### ネットワークプロダクツ&サービス分野

	2008年度第1四半期	2009年度第1四半期	増減率
	億円	億円	
売上高	3,944	2,468	△37.4
営業利益（損失）	46	△397	—

NPS分野の売上高は、前年同期比37.4%減少の2,468億円となりました。これは主に、ゲーム事業およびPC「VAIO」の減収によるものです。

ゲーム事業の売上高は、PSP®「プレイステーション・ポータブル」（以下「PSP®」）、「プレイステーション3」（以下「PS3®」）ハードウェアおよびソフトウェア全体の売上数量が減少したこと、ならびに円高の影響により減収となりました。PS3の販売台数は前年同期の約160万台に対し当四半期は約110万台、PSPは前年同期の約370万台に対し当四半期は約130万台となりました。PC「VAIO」については、単価下落、販売台数の減少、および円高の影響により減収となりました。

営業損益は、ゲーム事業およびPC「VAIO」などの減益により前年同期の46億円の利益に対して、397億円の損失となりました。

ゲーム事業については、ソフトウェア全体およびPSPハードウェアの売上数量が減少したことなどにより、PC「VAIO」については、上述の減収要因により、損益はそれぞれ悪化しました。

#### B2B&ディスク製造分野

	2008年度第1四半期	2009年度第1四半期	増減率
	億円	億円	
売上高	1,383	991	△28.4
営業利益（損失）	89	△124	—

B2B&ディスク製造分野の売上高は、前年同期比28.4%減少の991億円となりました。また、外部顧客に対する売上は前年同期比31.1%の減収となりました。これは主に円高の影響に加え、放送・業務用機器の売上が世界的な景気後退にともなう事業環境の悪化により減少したこと、およびディスク製造事業においてゲーム向け販売数量が減少したことによるものです。

営業損益は、前年同期の89億円の利益に対し、当四半期は124億円の損失を計上しました。これは上述の要因により、放送・業務用機器およびディスク製造事業の損益が悪化したことによるものです。

\* \* \* \* \*

CPD分野、NPS分野、B2B&ディスク製造分野の2009年6月末の棚卸資産の合計は、前年同期末比3,880億円、34.2%減少の7,450億円となりました。2009年3月末比では7億円、0.1%の増加となりました。

## 映画分野

	2008年度第1四半期	2009年度第1四半期	増減率
	億円	億円	%
売上高	1,596	1,700	6.5
営業利益（損失）	△83	18	—

上記の金額は、全世界にある子会社の業績を米ドルベースで連結している、米国を拠点とするSPEの円換算後の業績です。ソニーはSPEの業績を米ドルで分析しているため、一部の記述については「米ドルベース」と特記してあります。

映画分野の売上高は、前年同期比6.5%増加しました（米ドルベースでは15%の増収）。これは主に、映画作品の売上およびテレビ番組の収入が増加したことによるものです。「天使と悪魔」および「ターミネーター4」の劇場興行収入の貢献により映画作品の売上は前年同期比で増収となりました。前年同期には、これらに匹敵する規模の劇場公開作品はありませんでした。テレビ番組の収入は、米国のネットワーク局向けおよびケーブルネットワーク向けの番組収入が増加したことにより、前年同期比で増収となりました。また、インドにおける2009年 Indian Premier League（以下「IPL」）クリケット競技大会の放映に関する広告収入も増収に貢献しました。

営業損益は、前年同期の83億円の損失に対して、当四半期は18億円の利益となりました。この損益改善は主に、米国のケーブルネットワーク会社に対するSPEの持分を一部売却したことにより、83億円の売却益を計上したことによるものです。また、米国において映画作品のテレビ向け売上が増加したことも損益改善の要因となりました。一方、上述のIPLの放映権料に関する費用の上昇が損益悪化要因となりました。

## 音楽分野

	2008年度第1四半期	2009年度第1四半期	増減率
	億円	億円	%
売上高	555	1,088	96.1
営業利益	47	54	15.6

音楽分野の業績は、全世界にある子会社の業績を米ドルベースで連結している、米国を拠点とするSMEの円換算後の業績、円ベースで決算を行っている日本のSMEJの業績、およびソニーが株式の50%を保有する音楽出版事業の合弁会社であり、全世界にある子会社の業績を米ドルベースで連結している、米国を拠点とするSony/ATVの円換算後の業績を連結したものです。ソニーはSMEおよびSony/ATVの業績を米ドルで分析しているため、一部の記述については「米ドルベース」と特記してあります。

音楽分野の売上高は、主に、2008年10月1日以降、SMEがソニーの100%子会社として連結されたことにより大幅に増加しました。

当四半期のSMEの売上は、612億円でした。SMEの売上は、ソニーの連結子会社ではなかった前年同期における売上と仮に比較した場合、米ドルベースで、19%の減収となります。この減収は、為替の悪影響があったこと、全世界におけるパッケージメディアの音楽市場の縮小が加速していること、および世界的な景気後退が継続していることによるものです。当四半期におけるヒット作品には、ボブ・ディランの「トゥゲザー・スルー・ライフ」、Dave Matthews Bandの「Big Whiskey and the GrooGrux King」、キングス・オブ・レオンの「オンリー・バイ・ザ・ナイト」などがあります。

SMEJの売上は、パッケージメディアの音楽市場が引き続き縮小していることにもなるアルバム売上の減少などにより、前年同期に比べ減少しました。SMEJの売上に貢献したのは、JUJU、遊助、平井堅の作品などがあります。

なお、Sony/ATVにおいては、主に前年同期に著作権侵害にともなう賠償金請求に関する和解金を一時的に受領したため、前年同期比では売上が減少しました。

営業利益は、主にSMEがソニーの100%子会社として連結されたことにより、前年同期比15.6%増加しました。

SMEは、当四半期に2億円の営業損失を計上しました。前年同期はソニーBMGの50%の持分に対する持分法による投

資損失25億円を計上しました。当四半期におけるSMEの営業損失は米ドルベースで2百万米ドルであり、これをソニーの連結子会社ではなかった前年同期のソニーBMGの営業損失（49百万米ドル）と仮に比較した場合、47百万ドルの損失縮小となります。売上は減少したものの、構造改革費用および間接費が前年同期に比べ大幅に減少したことなどにより、営業損失は縮小しました。

一方、SMEJにおいてアルバム売上の減少などにより減益となったこと、および、前年同期にSony/ATVにおいて著作権侵害にともなう賠償金請求に関する和解金を一時的に受領したことが、音楽分野の損益悪化要因となりました。

#### 金融分野

	2008年度第1四半期	2009年度第1四半期	増減率
	億円	億円	
金融ビジネス収入	1,830	2,276	24.3
営業利益	306	482	57.7

ソニーの金融分野には、ソニーフィナンシャルホールディングス(株)（以下「SFH」）およびSFHの連結子会社であるソニー生命保険(株)（以下「ソニー生命」）、ソニー損害保険(株)、ソニー銀行(株)（以下「ソニー銀行」）の3社、ならびに(株)ソニーファイナンスインターナショナルの業績が含まれています。また、特記していないすべての金額は米国会計原則に則って算出されています。したがって、以下に記載されているソニー生命の業績は、SFHおよびソニー生命が日本の会計原則に則って個別に開示している業績とは異なります。

金融ビジネス収入は、ソニー生命の増収により、前年同期比24.3%の増収となりました。ソニー生命の収入は、前年同期比453億円、29.2%増加の2,005億円となりました。これは、日本の株式相場の上昇にともなって特別勘定における運用益や一般勘定における新株予約権付社債の評価益が増加したこと、一般勘定のその他の運用益が増加したこと、ならびに保有契約高の堅調な推移により保険料収入が増加したことによるものです。

営業利益は、ソニー生命の営業利益が増加したことにより、分野全体では前年同期比57.7%の増益となりました。ソニー生命の営業利益は、一般勘定における新株予約権付社債の評価益およびその他の運用益が増加したことにより、前年同期比199億円、72.1%増加の475億円となりました。

#### ソニー・エリクソン

	2008年6月30日に 終了した四半期	2009年6月30日に 終了した四半期	増減率
	百万ユーロ	百万ユーロ	
売上高	2,820	1,684	△40
税引前利益（損失）	8	△292	—
当期純利益（損失）	6	△219	—

当社が株式の50%を保有する持分法適用会社であるソニー・エリクソンの業績は、ソニーの連結財務諸表に直接連結されていません。しかし、ソニーは、この開示が投資家の皆様にソニーのビジネス状況を分析するための有益な追加情報を提供すると考えています。

ソニー・エリクソンの当四半期における売上高は、世界的な景気後退にともない全地域、特に中南米地域において厳しい市場環境が続き、販売台数が大幅に減少したことなどにより、前年同期比で40%減少しました。税引前損益は、研究開発費およびマーケティング費用などが前年同期比で減少したものの、主に上述の減収および為替の悪影響により、前年同期の8百万ユーロの利益に対して、292百万ユーロの損失となりました。この結果、ソニーの持分法による投資損失として145億円が計上されました。

#### 為替変動とリスクヘッジ

為替相場は変動していますが、リスクヘッジの方針については2009年6月19日に提出した有価証券報告書に記載した内容から重要な変更はありません。

## 所在地別の業績

所在地別の業績は、基準書第131号にもとづく地域（顧客の所在国）別情報について、前述の「分野別営業概況」に含め関連付けて分析的に記載しています。なお、ソニーは基準書第131号にもとづく開示に加え、日本の金融商品取引法による開示要求を考慮し、出荷事業所の所在地別の売上高および営業収入、営業利益を補足情報として開示しています（「第5 経理の状況」 四半期連結財務諸表注記『7 セグメント情報』参照）。

## キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フロー： 当四半期において営業活動から得た現金・預金および現金同等物（純額）は、前年同期から2,739億円増加して569億円となりました。金融分野を除いたソニー連結では、前年同期から2,282億円（87.1%）改善して338億円の支出超過、金融分野では、484億円（99.9%）改善して969億円の収入超過となりました。

当四半期において、金融分野を除いたソニー連結では、繰延映画制作費の増加などの影響が、有形固定資産の減価償却費および無形固定資産の償却費を加味した四半期純利益（損失）、支払手形および買掛金の増加などの影響を上回りました。金融分野では、主に、ソニー生命での保有契約高の堅調な推移にともなう保険料収入の増加により収入超過となりました。

前年同期との比較においては、金融分野を除いたソニー連結では、法人税等支払額の減少などや棚卸資産の増加の縮小により支出超過額が前年同期に比べて大幅に減少しました。金融分野では、主に前述のソニー生命での保有契約高の堅調な推移にともなう保険料収入の増加などにより収入超過額は前年同期に比べて増加しました。

投資活動によるキャッシュ・フロー： 当四半期において投資活動に使用した現金・預金および現金同等物（純額）は、前年同期から414億円（19.3%）減少して1,729億円になりました。金融分野を除いたソニー連結では前年同期から353億円（82.4%）増加して782億円、金融分野では1,001億円（54.1%）減少して849億円になりました。

当四半期において、金融分野を除いたソニー連結では、重要な金額の資産売却がなく、主に製造設備の購入により支出超過となりました。金融分野では、主としてソニー生命および業容が拡大しているソニー銀行が行った投資および貸付が、有価証券の償還、投資有価証券の売却および貸付金の回収を上回りました。

前年同期との比較においては、半導体の製造設備の売却などにともなう収入が前年同期にあったことから、金融分野を除いたソニー連結の当四半期の支出超過額は前年同期に比べ増加しました。一方、金融分野では、主としてソニー生命の運用資産における売却の増加により、当四半期の支出超過額は前年同期に比べ減少しました。

当四半期における金融分野を除いたソニー連結では、営業活動で使用した現金・預金および現金同等物（純額）と投資活動に使用した現金・預金および現金同等物（純額）を加えた額は、前年同期の3,049億円から1,929億円減少し、1,120億円の支出超過となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー： 当四半期の財務活動から得た現金・預金および現金同等物（純額）は、前年同期から1,516億円（133.4%）増加して2,653億円になりました。金融分野を除いたソニー連結では、前年同期の19億円の支出超過から2,161億円増加し、2,142億円の受取超過となりました。これは主に、当四半期においてコマーシャルペーパーおよび社債の発行や銀行借入を行ったことなどによります。当社は、2009年6月に満期が3年から10年の2,200億円の国内普通社債を発行しました。金融分野では、ソニー銀行における顧客預金の増加が前年同期における増加を下回ったことなどにより、前年同期から906億円（72.0%）減少し、352億円の受取超過となりました。

現金・預金および現金同等物： 以上の結果、為替の影響を加味した当四半期末の現金・預金および現金同等物期末残高は、2009年3月末に比べ1,471億円（22.3%）増加して8,079億円となりました。前年同期末比では202億円（2.6%）の増加となりました。金融分野を除いたソニー連結の現金・預金および現金同等物期末残高は、2009年3月末に比べ999億円（17.7%）増加して6,649億円となりました。前年同期末比では42億円（0.6%）の増加となりました。なお、ソニーではこの他に総額約8,000億円の未使用のコミットメントラインを保持しており、十分な流動性を確保していると考えています。金融分野では、2009年3月末に比べ472億円（49.3%）増加して1,430億円となりました。前年同期末比では160億円（12.6%）の増加となりました。

## 金融分野を分離した経営成績情報（監査対象外）

以下の表は、金融分野の経営成績情報、金融分野を除くソニー連結の経営成績情報です（監査対象外）。この情報は、ソニーの連結財務諸表の作成に用いられた米国会計原則では要求されていませんが、金融分野はソニーのその他の分野とは性質が異なるため、ソニーはこの情報を金融分野を除く業績の分析に用いており、このような表示が連結財務諸表の理解と分析に役立つと考えています。なお、以下のソニー連結の金額は、金融分野と金融分野を除くソニー連結間の取引を相殺消去した後のものです。

要約貸借対照表（監査対象外）

(金額：百万円)	2009年度第1四半期連結会計期間末 (2009年6月30日)		
	金融分野	金融分野を除く ソニー連結	ソニー連結
資産			
流動資産	898,104	2,976,674	3,833,463
現金・預金および現金同等物	142,991	664,940	807,931
銀行ビジネスにおける コールローン	34,786	—	34,786
有価証券	485,664	3,192	488,856
受取手形および売掛金（貸倒・返 品引当金控除後）	3,045	839,467	836,387
その他	231,618	1,469,075	1,665,503
繰延映画製作費	—	298,060	298,060
投資および貸付金	4,597,599	366,055	4,913,582
金融分野への投資（取得原価）	—	116,843	—
有形固定資産	35,730	1,133,292	1,169,022
その他の資産	540,103	1,656,246	2,152,335
繰延保険契約費	406,186	—	406,186
その他	133,917	1,656,246	1,746,149
	6,071,536	6,547,170	12,366,462
負債および資本			
流動負債	1,584,576	2,110,308	3,649,460
短期借入金（1年以内に返済期限 の到来する長期借入債務を含む）	87,018	248,501	298,079
支払手形および買掛金	15,695	654,162	668,169
銀行ビジネスにおける 顧客預金	1,329,784	—	1,329,784
その他	152,079	1,207,645	1,353,428
長期借入債務	92,683	995,442	1,067,052
未払退職・年金費用	10,964	346,301	357,265
保険契約債務その他	3,618,878	—	3,618,878
その他	160,304	337,851	429,268
負債合計	5,467,405	3,789,902	9,121,923
当社株主に帰属する資本 非支配持分	602,954 1,177	2,711,868 45,400	2,969,349 275,190
資本合計	604,131	2,757,268	3,244,539
	6,071,536	6,547,170	12,366,462

要約損益計算書（監査対象外）

(金額：百万円)	2009年度第1四半期連結累計期間 (自 2009年4月1日 至 2009年6月30日)		
	金融分野	金融分野を除く ソニー連結	ソニー連結
金融ビジネス収入	227,551	—	223,352
純売上高および営業収入	—	1,377,804	1,376,501
売上高および営業収入	227,551	1,377,804	1,599,853
金融ビジネス費用および営業費用	179,023	1,437,376	1,610,495
持分法による投資損失	△313	△14,745	△15,058
営業利益（損失）	48,215	△74,317	△25,700
その他の収益（費用）－純額	△764	△2,115	△7,244
税引前利益（損失）	47,451	△76,432	△32,944
法人税等その他	16,188	△27,408	4,149
当社株主に帰属する四半期純利益（損失）	31,263	△49,024	△37,093

要約キャッシュ・フロー計算書（監査対象外）

(金額：百万円)	2009年度第1四半期連結累計期間 (自 2009年4月1日 至 2009年6月30日)		
	金融分野	金融分野を除く ソニー連結	ソニー連結
営業活動から得た（営業活動に使用した）現金・預金および現金同等物（純額）	96,901	△33,807	56,918
投資活動に使用した現金・預金および現金同等物（純額）	△84,895	△78,242	△172,858
財務活動から得た現金・預金および現金同等物（純額）	35,191	214,166	265,254
為替相場変動の現金・預金および現金同等物に対する影響額	—	△2,172	△2,172
現金・預金および現金同等物純増加額	47,197	99,945	147,142
現金・預金および現金同等物期首残高	95,794	564,995	660,789
現金・預金および現金同等物四半期末残高	142,991	664,940	807,931

## (2) 対処すべき課題

2009年6月19日に提出した有価証券報告書に記載した内容からの変更点は以下のとおりです。これ以外に重要な変更はありません。

2009年7月30日、ソニーは、シャープとのあいだで、大型液晶パネルおよび液晶モジュールの製造・販売事業に関する合弁契約を締結しました。シャープは、大阪府堺市に建設中の液晶パネル新工場を、会社分割によって2009年7月1日に100%子会社のシャープディスプレイプロダクト株式会社（以下「SDP」）に承継し、2009年10月の工場稼働開始に向けた準備を進めています。最終的な出資比率（シャープ66%、ソニー34%）に向けた第1段階として、SDPは2009年12月29日に第三者割当て増資を実施し、ソニーから100億円の出資を受け、同日付でシャープとソニーの合弁会社となります。以降、ソニーは合弁契約に定めるところに従い、2011年4月末までに段階的に追加の出資を行い、最終的なソニーの出資比率は、2011年4月末までに最大で34%となります。SDPは、世界初の第10世代マザーガラスを採用する液晶パネル新工場を活用し、大型液晶パネルおよび液晶モジュールの製造・販売を行います。なお、液晶パネルの生産能力はマザーガラスベースで月産72,000枚（稼働当初は36,000枚）を予定しています。

## (3) 研究開発活動

2009年6月19日に提出した有価証券報告書に記載した内容からの変更点は以下のとおりです。これ以外に重要な変更はありません。

研究開発の効率向上を目的に、2009年6月、ソニーは本社直轄の組織として、研究開発・共通ソフトウェアプラットフォームを新設しました。同時にソニーはコーポレートR&D研究所内でいくつかの再編・再配置を行い、先端マテリアル研究所の一部の機能とディスプレイデバイス開発本部の全ての機能をコアデバイス開発本部に移管しました。さらに商品に搭載される共通のソフトウェア開発強化のために2009年4月に本社直轄の組織として新設したソフトウェア設計技術センターを移管、コモンソフトウェアセンターを新設し、これまでのコーポレートR&D研究所とともに研究開発・共通ソフトウェアプラットフォームの直轄組織としました。

2009年度第1四半期連結会計期間の連結研究開発費は、研究開発の重点領域の見直しにより、前年同期に比べ244億円（19.7%）減少の998億円となりました。金融分野を除く売上高に対する連結研究開発費の比率は、前年同期の6.9%から売上高の減少により7.3%に上昇しました。研究開発費の主な内訳をみると、CPD分野が192億円（24.1%）減少の605億円、NPS分野が9億円（4.2%）増加の223億円でした。CPD分野の研究開発費のうち約75%は、新製品の試作研究費、残り約25%は次世代ディスプレイ、半導体、新規材料、ソフトウェアなど中長期を見据えた新技術の開発研究費でした。

## (4) 流動性と資金の源泉

2009年6月19日に提出した有価証券報告書に記載した内容からの変更点は以下のとおりです。これ以外に重要な変更はありません。

当社は、2009年6月に1,625億円（3年、5年、7年満期）のシンジケートローンを実行しました。この借入により調達した資金のうち、800億円を2009年6月満期のシンジケートローン（2006年6月実行）の返済資金に充当し、残額を運転資金等、一般事業資金に充当しています。また、2009年7月に10億米ドルの長期銀行借入（3年満期）を行いました。この借入により調達した資金は、欧米等海外での一般事業資金に充当しています。



### 第3【設備の状況】

1 主要な設備の状況

2009年度第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

2009年度第1四半期連結会計期間において、2008年度末に計画中であった設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、2009年度第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,600,000,000
計	3,600,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2009年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2009年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,004,535,364	1,004,535,364	東京・大阪・ニューヨー ク・ロンドン 各証券取引所	単元株式数は 100株であり ます。
計	1,004,535,364	1,004,535,364	—	—

(注) 1 東京証券取引所および大阪証券取引所については市場第一部に上場されています。

2 「提出日現在発行数」には、提出日の属する月(2009年8月)に新株予約権の行使(旧商法にもとづき発行された転換社債の転換を含む。)により発行された株式数は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定にもとづき新株予約権を発行しています。

① 第1回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日 (2002年6月20日)	
	第1四半期会計期間末現在 (2009年6月30日)
新株予約権の数	9,878個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	987,800株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 5,396円 *3
新株予約権の行使期間	2003年12月9日から2012年12月8日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 5,396円 1株当たり資本組入額 2,698円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社を完全子会社とする株式交換または株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換または株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 ③その他権利行使の条件は、当社株主総会決議および取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部の譲渡が禁止される。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) \*1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

② 第3回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日 (2002年6月20日)	
	第1四半期会計期間末現在 (2009年6月30日)
新株予約権の数	9,332個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	933,200株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 36.57米ドル *3
新株予約権の行使期間	2003年4月1日から2013年3月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 36.57米ドル 1株当たり資本組入額 18.29米ドル
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社を完全子会社とする株式交換または株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換または株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 ③その他権利行使の条件は、当社株主総会決議および取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部または一部の譲渡が禁止される。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) \*1 各新株予約権の目的となる株式の数 (以下「付与株式数」という。) は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率  
なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

③ 第4回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2003年6月20日）	
	第1四半期会計期間末現在 (2009年6月30日)
新株予約権の数	8,145個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	814,500株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 4,101円 *3
新株予約権の行使期間	2004年11月14日から2013年11月13日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 4,101円 1株当たり資本組入額 2,051円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社を完全子会社とする株式交換または株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換または株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 ③その他権利行使の条件は、当社株主総会決議および取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部または一部の譲渡が禁止される。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) \*1 各新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率  
なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

## ④ 第6回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日 (2003年6月20日)	
	第1四半期会計期間末現在 (2009年6月30日)
新株予約権の数	8,941個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	894,100株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 40.90米ドル *3
新株予約権の行使期間	2004年4月1日から2014年3月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 40.90米ドル 1株当たり資本組入額 20.45米ドル
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社を完全子会社とする株式交換または株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換または株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 ③その他権利行使の条件は、当社株主総会決議および取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部または一部の譲渡が禁止される。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) \*1 各新株予約権の目的となる株式の数 (以下「付与株式数」という。) は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率  
なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

⑤ 第7回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日 (2004年6月22日)	
	第1四半期会計期間末現在 (2009年6月30日)
新株予約権の数	9,540個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	954,000株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 3,782円 *3
新株予約権の行使期間	2005年11月18日から2014年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 3,782円 1株当たり資本組入額 1,891円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社を完全子会社とする株式交換または株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換または株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 ③その他権利行使の条件は、当社株主総会決議および取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部または一部の譲渡が禁止される。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) \*1 各新株予約権の目的となる株式の数 (以下「付与株式数」という。) は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率  
なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

⑥ 第9回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日 (2004年6月22日)	
	第1四半期会計期間末現在 (2009年6月30日)
新株予約権の数	8,085個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	808,500株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 40.34米ドル *3
新株予約権の行使期間	2005年4月1日から2015年3月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 40.34米ドル 1株当たり資本組入額 20.17米ドル
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社を完全子会社とする株式交換または株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換または株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 ③その他権利行使の条件は、当社株主総会決議および取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部または一部の譲渡が禁止される。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) \*1 各新株予約権の目的となる株式の数 (以下「付与株式数」という。) は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率  
なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。



⑦ 第10回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日 (2005年6月22日)	
	第1四半期会計期間末現在 (2009年6月30日)
新株予約権の数	10,093個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,009,300株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 4,060円 *3
新株予約権の行使期間	2006年11月17日から2015年11月16日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 4,060円 1株当たり資本組入額 2,030円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社を完全子会社とする株式交換または株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換または株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 ③その他権利行使の条件は、当社株主総会決議および取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部または一部の譲渡が禁止される。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) \*1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率  
なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

⑧ 第11回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日 (2005年6月22日)	
	第1四半期会計期間末現在 (2009年6月30日)
新株予約権の数	10,717個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,071,700株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 34.14米ドル *3
新株予約権の行使期間	2005年11月18日から2015年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 34.14米ドル 1株当たり資本組入額 17.07米ドル
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社を完全子会社とする株式交換または株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換または株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 ③その他権利行使の条件は、当社株主総会決議および取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部または一部の譲渡が禁止される。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) \*1 各新株予約権の目的となる株式の数 (以下「付与株式数」という。) は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率  
なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

当社は、会社法第236条、第238条および第239条の規定にもとづき新株予約権を発行しています。

⑨ 第12回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2006年6月22日）	
	第1四半期会計期間末現在 （2009年6月30日）
新株予約権の数	10,579個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,057,900株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 4,756円 *3
新株予約権の行使期間	2006年11月16日から2016年11月15日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 4,756円 1株当たり資本組入額 2,378円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）\*1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

⑩ 第13回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日 (2006年6月22日)	
	第1四半期会計期間末現在 (2009年6月30日)
新株予約権の数	13,734個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,373,400株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 40.05米ドル *3
新株予約権の行使期間	2006年11月17日から2016年11月16日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 40.05米ドル 1株当たり資本組入額 20.03米ドル
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) \*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

① 第14回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日 (2007年6月21日)	
	第1四半期会計期間末現在 (2009年6月30日)
新株予約権の数	7,962個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	796,200株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 5,514円 *3
新株予約権の行使期間	2007年11月14日から2017年11月13日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 5,514円 1株当たり資本組入額 2,757円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の承認の日以降新株予約権は行使することができない。 ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) \*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

⑫ 第15回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日 (2007年6月21日)	
第1四半期会計期間末現在 (2009年6月30日)	
新株予約権の数	15,844個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,584,400株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 48.15米ドル *3
新株予約権の行使期間	2007年11月14日から2017年11月13日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 48.15米ドル 1株当たり資本組入額 24.08米ドル
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の承認の日以降新株予約権は行使することができない。 ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) \*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

⑬ 第16回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日 (2008年6月20日)	
	第1四半期会計期間末現在 (2009年6月30日)
新株予約権の数	8,318個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	831,800株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 2,987円 *3
新株予約権の行使期間	2009年11月18日から2018年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 2,987円 1株当たり資本組入額 1,494円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) \*1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

⑭ 第17回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日 (2008年6月20日)	
第1四半期会計期間末現在 (2009年6月30日)	
新株予約権の数	16,767個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,676,700株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 30.24米ドル *3
新株予約権の行使期間	2009年11月18日から2018年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 30.24米ドル 1株当たり資本組入額 15.12米ドル
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) \*1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。



旧転換社債等に関する事項は、次のとおりです。  
 転換社債の残高、転換価格および資本組入額

銘柄（発行日）	第1四半期会計期間末現在 （2009年6月30日）		
	転換社債残高	転換価格	資本組入額
2010年満期 米貨建転換社債 *1 （2000年4月17日）	45,427千米ドル （ 4,361百万円）	円 銭 13,220 00	*2
2011年満期 米貨建転換社債 *1 （2001年4月16日）	45,324千米ドル （ 5,656百万円）	円 銭 8,814 00	*2
2012年満期 米貨建転換社債 *1 （2002年4月15日）	32,626千米ドル （ 4,313百万円）	円 銭 6,931 00	*2

（注）\*1 米貨建転換社債は、いずれも株価連動型のインセンティブ・プランとして米国の関係会社の役員・幹部社員に対し割り当てることを目的として発行したものです。なお、2010年満期米貨建転換社債については額面総額11,904千米ドルを、2011年満期米貨建転換社債については額面総額31,732千米ドルを、2012年満期米貨建転換社債については額面総額32,459千米ドルを、それぞれ失権分として買入消却しました。

\*2 転換により発行する株式の1株当たり発行価格（転換価格）に0.5を乗じた額で、その結果1円未満の端数が生じるときはその端数を切り上げた額。

（3）【ライツプランの内容】  
 該当事項はありません。

（4）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （千株）	発行済株式 総数残高 （千株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金 増減額 （百万円）	資本準備金 残高 （百万円）
2009年4月1日～ 2009年6月30日	—	1,004,535	—	630,765	—	837,453

（注）2009年7月1日から2009年7月31日までの間の発行済株式総数、資本金および資本準備金の増加はありません。

## (5) 【大株主の状況】

2009年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
Moxley and Company *1 (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	アメリカ・ニューヨーク (東京都千代田区丸の内2-7-1)	117,006	11.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) *2	東京都中央区晴海1-8-11	63,493	6.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4G) *2	東京都中央区晴海1-8-11	59,971	5.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) *2	東京都港区浜松町2-11-3	46,830	4.66
State Street Bank and Trust Company *3 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	アメリカ・ボストン (東京都中央区日本橋兜町6-7)	24,038	2.39
The Chase Manhattan Bank, N.A. London Secs Lending Omnibus Account *3 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	イギリス・ロンドン (東京都中央区日本橋兜町6-7)	11,042	1.10
SSBT OD05 Omnibus China Treaty 808150 *3 (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	オーストラリア・シドニー (東京都千代田区有楽町1-1-2)	10,546	1.05
Mellon Bank, N.A. as Agent for its Client Mellon Omnibus US Pension *3 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	アメリカ・ボストン (東京都中央区日本橋兜町6-7)	10,222	1.02
State Street Bank and Trust Company 505225 *3 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	アメリカ・ボストン (東京都中央区日本橋兜町6-7)	9,963	0.99
Investors Bank and Trust Company (West) - Treaty *3 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	アメリカ・ボストン (東京都中央区日本橋兜町6-7)	9,047	0.90
計	—	362,158	36.05

(注) \*1 ADR (米国預託証券) の受託機関であるJPMorgan Chase Bank, N.A. の株式名義人です。

\*2 各社の所有株式は、すべて各社が証券投資信託等の信託を受けている株式です。

\*3 主として欧米の機関投資家の所有する株式の保管業務を行うとともに、当該機関投資家の株式名義人となっています。

4 Dodge & Coxから当第1四半期会計期間末後の2009年8月6日付の大量保有報告書の変更報告書の写しが当社に送付され、2009年7月31日現在で以下のとおり当社株式 (ADRとしての保有分も含む。) を保有している旨の報告を受けています。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
Dodge & Cox	51,320	5.11

## (6) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

2009年6月30日現在

区 分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内 容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 1,022,900	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,000,906,900	10,009,068	—
単元未満株式	普通株式 2,605,564	—	1 単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	1,004,535,364	—	—
総株主の議決権	—	10,009,068	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の「株式数」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の普通株式が22,100株 (うち、喪失登録100株) 含まれています。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る普通株式の議決権の数が220個 (喪失登録による1個を除く。) 含まれています。

### ② 【自己株式等】

2009年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
ソニー株式会社 (自己保有株式) *1	東京都港区港南1-7-1	1,008,800	—	1,008,800	0.10
共信テクノソニック株式会社 (相互保有株式) *2	東京都品川区西五反田1-31-1	12,600	1,500	14,100	0.00
計	—	1,021,400	1,500	1,022,900	0.10

(注) \*1 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない普通株式が300株あり、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」に含まれています。

\*2 共信テクノソニック株式会社は、当社の取引先等で構成される持株会 (ソニー持株会 東京都港区港南1-7-1) に加入しており、同持株会名義で当社株式1,500株を所有しています。

## 2 【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	2009年4月	5月	6月
最高 (円)	2,655	2,760	2,800
最低 (円)	2,050	2,380	2,430

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

## 3 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、本四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年(平成19年)内閣府令第64号)第93条の規定により、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式および作成方法に準拠して作成されています。

(2) 当社の四半期連結財務諸表は、当社および連結子会社がある国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として、上記(1)の基準に合致するよう必要な修正を加えて作成されています。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定にもとづき、2008年度第1四半期連結累計期間（2008年4月1日から2008年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表ならびに2009年度第1四半期連結会計期間（2009年4月1日から2009年6月30日まで）および2009年度第1四半期連結累計期間（2009年4月1日から2009年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

		2009年度 第1四半期連結会計期間末 (2009年6月30日)	2008年度末 (2009年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
(資産の部)			
I 流動資産			
1 現金・預金および現金同等物		807,931	660,789
2 銀行ビジネスにおけるコールローン		34,786	49,909
3 有価証券	*3	488,856	466,912
4 受取手形および売掛金		936,046	963,837
5 貸倒および返品引当金		△99,659	△110,383
6 棚卸資産		834,128	813,068
7 繰延税金		170,074	189,703
8 前払費用およびその他の流動資産	*3	661,301	586,800
流動資産合計		3,833,463	3,620,635
II 繰延映画製作費		298,060	306,877
III 投資および貸付金			
1 関連会社に対する投資および貸付金		233,957	236,779
2 投資有価証券その他	*3	4,679,625	4,561,651
投資および貸付金合計		4,913,582	4,798,430
IV 有形固定資産			
1 土地		159,284	155,665
2 建物および構築物		918,826	911,269
3 機械装置およびその他の有形固定資産		2,360,201	2,343,839
4 建設仮勘定		95,782	100,027
		3,534,093	3,510,800
5 減価償却累計額		△2,365,071	△2,334,937
有形固定資産合計		1,169,022	1,175,863
V その他の資産			
1 無形固定資産		401,445	396,348
2 営業権		443,493	443,958
3 繰延保険契約費		406,186	400,412
4 繰延税金		386,357	359,050
5 その他	*3	514,854	511,938
その他の資産合計		2,152,335	2,111,706
資産合計		12,366,462	12,013,511

		2009年度 第1四半期連結会計期間末 (2009年6月30日)	2008年度末 (2009年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
(負債の部)			
I 流動負債			
1 短期借入金		229,189	303,615
2 1年以内に返済期限の到来する 長期借入債務		68,890	147,540
3 支払手形および買掛金		668,169	560,795
4 未払金・未払費用		949,395	1,036,830
5 未払法人税およびその他の未払税金		33,018	46,683
6 銀行ビジネスにおける顧客預金		1,329,784	1,326,360
7 その他	*3	371,015	389,077
流動負債合計		3,649,460	3,810,900
II 長期借入債務		1,067,052	660,147
III 未払退職・年金費用		357,265	365,706
IV 繰延税金		195,595	188,359
V 保険契約債務その他		3,618,878	3,521,060
VI その他	*3	233,673	250,737
負債合計		9,121,923	8,796,909
契約債務および偶発債務	*6		
(資本の部)	*4		
I 当社株主に帰属する資本			
1 資本金			
普通株式 (額面なし)			
2008年度末 — 授權株式数 3,600,000,000株, 発行 済株式数 1,004,535,364株			630,765
2009年度第1四半期連結会計期間末 — 授權株式数 3,600,000,000株, 発行 済株式数 1,004,535,364株		630,765	
2 資本剰余金		1,155,613	1,155,034
3 利益剰余金		1,879,858	1,916,951
4 累積その他の包括利益			
(1) 未実現有価証券評価益 (純額)		49,331	30,070
(2) 未実現デリバティブ評価損 (純額)		△2,455	△1,584
(3) 年金債務調整額		△173,220	△172,709
(4) 外貨換算調整額		△565,937	△589,220
累積その他の包括利益合計		△692,281	△733,443
5 自己株式			
普通株式			
2008年度末 — 1,013,287株			△4,654
2009年度第1四半期連結会計期間末 — 1,008,881株		△4,606	
当社株主に帰属する資本合計		2,969,349	2,964,653
II 非支配持分		275,190	251,949
資本合計		3,244,539	3,216,602
負債および資本合計		12,366,462	12,013,511

## (2) 【四半期連結損益計算書】

区分	注記 番号	2008年度 第1四半期連結累計期間 (自 2008年4月1日 至 2008年6月30日)		2009年度 第1四半期連結累計期間 (自 2009年4月1日 至 2009年6月30日)	
		金額 (百万円)		金額 (百万円)	
I 売上高および営業収入					
1 純売上高		1,775,262		1,354,765	
2 金融ビジネス収入		178,382		223,352	
3 営業収入		25,400	1,979,044	21,736	1,599,853
II 売上原価、販売費・一般管理費 およびその他の一般費用					
1 売上原価		1,367,665		1,061,424	
2 販売費および一般管理費		394,249		378,037	
3 金融ビジネス費用		147,784		174,703	
4 資産の除売却損 (益) および減損 (純額)		△1,853	1,907,845	△3,669	1,610,495
III 持分法による投資利益 (損失)			2,240		△15,058
IV 営業利益 (損失)			73,439		△25,700
V その他の収益					
1 受取利息および受取配当金		7,782		4,420	
2 投資有価証券売却益 (純額)		142		31	
3 その他		5,183	13,107	3,948	8,399
VI その他の費用					
1 支払利息		4,816		6,033	
2 投資有価証券評価損		940		1,020	
3 為替差損 (純額)		12,927		4,968	
4 子会社および持分法適用会社 の持分変動にともなう損失		12		—	
5 その他		4,929	23,624	3,622	15,643
VII 税引前利益 (損失)			62,922		△32,944
VIII 法人税等			19,001		△12,188
IX 四半期純利益 (損失)			43,921		△20,756
X 非支配持分に帰属する四半期純利益			8,944		16,337
XI 当社株主に帰属する四半期純利益 (損失)			34,977		△37,093

1 株当たり情報	*5		
当社株主に帰属する四半期純利益 (損失)			
- 基本的		34.86円	△36.96円
- 希薄化後		33.28円	△36.96円

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

		2008年度 第1四半期連結累計期間 (自 2008年4月1日 至 2008年6月30日)	2009年度 第1四半期連結累計期間 (自 2009年4月1日 至 2009年6月30日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 四半期純利益 (損失)		43,921	△20,756
2 営業活動から得た (営業活動に使用した) 現金・預金および現金同等物 (純額) への 四半期純利益 (損失) の調整			
(1) 有形固定資産の減価償却費および無形固定 資産の償却費 (繰延保険契約費の償却を 含む)		91,657	87,240
(2) 繰延映画製作費の償却費		54,106	67,280
(3) 株価連動型報奨費用		998	586
(4) 退職・年金費用 (支払額控除後)		△2,575	△8,280
(5) 資産の除売却損 (益) および減損 (純額)		△1,853	△3,669
(6) 投資有価証券売却益および評価損 (純額)		798	989
(7) 金融ビジネスにおける売買目的有価証券の 評価益 (純額)		△10,423	△8,683
(8) 金融ビジネスにおける投資有価証券の減損 および評価益 (純額)		△1,473	△36,348
(9) 子会社および持分法適用会社の持分変動 にともなう損失		12	—
(10) 繰延税額		△21,046	△2,127
(11) 持分法による投資損益 (純額) (受取配当金 相殺後)		△1,892	15,805
(12) 資産および負債の増減			
受取手形および売掛金の減少		28,568	22,856
棚卸資産の増加		△137,682	△11,911
繰延映画製作費の増加		△57,095	△65,392
支払手形および買掛金の増加		66,133	108,011
未払法人税およびその他の未払税金の減少		△136,816	△632
保険契約債務その他の増加		56,841	81,652
繰延保険契約費の増加		△20,745	△17,352
金融ビジネスにおける売買目的有価証券の 増加		△20,478	△8,413
その他の流動資産の増加		△59,965	△55,599
その他の流動負債の減少		△63,789	△79,151
(13) その他		△24,139	△9,188
営業活動から得た (営業活動に使用した) 現金・預金および現金同等物 (純額)		△216,937	56,918



		2008年度 第1四半期連結累計期間 (自 2008年4月1日 至 2008年6月30日)	2009年度 第1四半期連結累計期間 (自 2009年4月1日 至 2009年6月30日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 固定資産の購入		△111,269	△97,432
2 固定資産の売却		132,772	3,997
3 金融ビジネスにおける投資および貸付		△431,271	△424,973
4 投資および貸付 (金融ビジネス以外)		△60,888	△10,180
5 金融ビジネスにおける有価証券の償還、 投資有価証券の売却および貸付金の回収		253,352	347,948
6 有価証券の償還、投資有価証券の売却および 貸付金の回収 (金融ビジネス以外)		2,745	9,042
7 その他		297	△1,260
投資活動に使用した現金・預金および現金 同等物 (純額)		△214,262	△172,858
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 長期借入		2,534	413,913
2 長期借入債務の返済		△4,110	△84,458
3 短期借入金増加 (減少) (純額)		14,215	△86,116
4 金融ビジネスにおける顧客預り金の増加 (純額)		117,458	25,603
5 銀行ビジネスにおけるコールマネーの増加 (純額)		—	12,600
6 配当金の支払		△12,577	△12,623
7 株価連動型報奨制度にもとづく株式発行に よる収入		348	—
8 その他		△4,209	△3,665
財務活動から得た現金・預金および現金 同等物 (純額)		113,659	265,254
IV 為替相場変動の現金・預金および現金同等物に 対する影響額		18,873	△2,172
V 現金・預金および現金同等物純増加 (減少) 額		△298,667	147,142
VI 現金・預金および現金同等物期首残高		1,086,431	660,789
VII 現金・預金および現金同等物四半期末残高		787,764	807,931

1 会計処理の原則および手続ならびに四半期連結財務諸表の表示方法

当社は、1961年6月、米国証券取引委員会（Securities and Exchange Commission、以下「SEC」）に米国預託証券（American Depositary Receipt）の発行登録を行い、1970年9月、ニューヨーク証券取引所に上場しています。前述の経緯により、当社は米国1934年証券取引所法第13条（Section 13 of the Securities Exchange Act of 1934）にもとづく継続開示会社となり、年次報告書（Annual report on Form 20-F）をSECに対し提出しています。

当社の四半期連結財務諸表は、米国預託証券の発行に関して要求されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、会計調査公報、会計原則審議会意見書および財務会計基準書等、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式および作成方法（以下「米国会計原則」）によって作成されています。なお、米国会計原則により要求される記載および注記の一部を省略しています。

当社および連結子会社（以下「ソニー」）が採用している会計処理の原則および手続ならびに四半期連結財務諸表の表示方法のうち、日本における会計処理の原則および手続ならびに表示方法と異なるもので重要性のあるものは以下のとおりです。ほとんどの違いは国内会社の会計処理によるもので、そのうち金額的に重要な修正および組替項目については、米国会計原則による税引前利益（損失）に含まれる影響額を括弧内に表示しています。

(1) デリバティブ

米国財務会計基準書（Statement of Financial Accounting Standards、以下「基準書」）第155号「特定の複合金融商品の会計処理（Accounting for Certain Hybrid Financial Instruments）」にもとづき、保有する転換社債は、転換社債部分と株式転換権を一体として評価し、その公正価値変動を損益に計上しています。（2008年度第1四半期連結累計期間 1,716百万円の利益、2009年度第1四半期連結累計期間 36,600百万円の利益）

(2) 保険事業の会計

新規保険契約の獲得に関連し、かつそれに応じて変動する費用のうち、回収できると認められるものについては繰り延べています。伝統的保険商品に関する繰延費用は、基準書第60号「保険会社の会計処理および報告（Accounting and Reporting by Insurance Enterprises）」にもとづき、保障債務の計算と共通の基礎数値を用いて関連する保険契約の保険料払込期間にわたり償却されます。上記以外の保険商品に関する繰延費用は、基準書第97号「特定の長期契約ならびに投資の売却による実現損益に関する保険会社の会計処理および報告（Accounting and Reporting by Insurance Enterprises for Certain Long-Duration Contracts and for Realized Gains and Losses from the Sale of Investments）」にもとづき、見積期間にわたり当該保険契約の見積粗利益に比例して償却されます。なお、日本においてはこれらの費用は、発生年度の期間費用として処理しています。（2008年度第1四半期連結累計期間 3,825百万円の利益、2009年度第1四半期連結累計期間 5,235百万円の利益）米国基準上、保険契約債務は保険数理上の諸数値にもとづく平準純保険料式により計算していますが、日本においては行政監督庁の認める方式により算定しています。（2008年度第1四半期連結累計期間 10,970百万円の利益、2009年度第1四半期連結累計期間 6,282百万円の利益）

(3) 営業権およびその他の無形固定資産

基準書第142号「営業権およびその他の無形固定資産（Goodwill and Other Intangible Assets）」にもとづき、営業権および耐用年数が確定できない無形固定資産は償却をせず、年一回第4四半期および減損の可能性を示す事象または状況の変化が生じた時点で減損の判定を行っています。（2008年度第1四半期連結累計期間 5,446百万円の利益、2009年度第1四半期連結累計期間 6,959百万円の利益）

(4) 未払退職・年金費用

基準書第158号「確定給付年金および他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理（Employers' Accounting for Defined Benefit Pension and Other Postretirement Plans）」にもとづき、確定給付年金および他の退職後給付制度が積立超過の場合は資産を、積立不足の場合は負債を計上しています。また、純退職・年金費用としてまだ認識されていない年金数理純損益および過去勤務債務を、累積その他の包括利益の構成要素として、税効果考慮後の金額で認識しています。

(5) 持分法による投資利益（損失）の会計処理区分

持分法による投資利益（損失）は、持分法適用会社の事業の大部分をソニーの事業と密接不可分なものと考えて営業利益（損失）の前に区分して表示しています。なお、日本において当損益は、営業外収益または営業外費用の区分に表示されています。

## (6) 変動持分事業体の連結

米国財務会計基準審議会解釈指針（以下「解釈指針」）第46号改訂版「変動持分事業体の連結—会計調査公報（以下「ARB」）第51号の解釈（Consolidation of Variable Interest Entities—an Interpretation of ARB No. 51）」にもとづき、変動持分事業体（以下「VIE」）とされる事業体のうち、ソニーがその主たる受益者であると判定されたVIEを連結しています。

## (7) セグメント情報

基準書第131号「企業のセグメントおよび関連情報に関する開示（Disclosures about Segments of an Enterprise and Related Information）」にもとづき、ビジネスセグメントおよび地域（顧客の所在国）別情報を開示しています。この情報に加えて、出荷事業所の所在地別の売上高および営業収入、営業利益（損失）を金融商品取引法による開示要求を考慮して開示しています。

## (8) 法人税等に関する会計処理

法人税等に関する会計処理は、基準書第109号「法人税等の会計処理（Accounting for Income Taxes）」にもとづいています。また、解釈指針第48号「法人税等における不確実性に関する会計処理—基準書第109号の解釈指針（Accounting for Uncertainty in Income Taxes—an interpretation of FASB Statement No. 109）」にもとづき、税務申告時における税務処理を採用する事によって生じる税金費用の減少が、50%以上の可能性で税務当局に認められないと考えられる場合に税金引当を計上しています。

## 2 主要な会計方針の要約

### (1) 新会計基準の適用

#### 共同契約に関する会計処理

2007年12月に米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board、以下「FASB」）は発生問題専門委員会（Emerging Issues Task Force、以下「EITF」）第07-1号「共同契約に関する会計処理（Accounting for Collaborative Arrangements）」を承認しました。EITF第07-1号は共同契約を定義し、EITF第99-19号「契約当事者における収益の総額表示と代理人における収益の純額表示（Reporting Revenue Gross as a Principal versus Net as an Agent）」にもとづき、共同契約に関与しない第三者との取引を損益計算書において適切な項目で報告することを要求しています。共同契約当事者間の支払いの損益計算書における区分は、その他の適用しうる権威ある会計文献にもとづき処理されます。ソニーは2009年4月1日にEITF第07-1号を遡及適用しました。EITF第07-1号の適用がソニーの業績および財政状態に与える重要な影響はありません。

#### 企業結合

2007年12月、FASBは基準書第141号改訂版「企業結合（Business Combinations）」を発行しました。基準書第141号改訂版は、2009年4月1日以後に実施されるソニーの企業結合に対して適用され、遡及適用はされません。基準書第141号改訂版は、幅広い範囲の企業結合に取得法を適用することを要求し、企業結合の定義の修正および事業の定義をしています。また、取得企業に対し被取得事業を取得日の公正価値で認識するとともに、限定的な例外を除いて取得日における被取得事業の識別可能な資産および負債を公正価値で認識し測定することを要求しています。さらに、基準書第141号改訂版によれば、繰延税金資産に係る評価性引当金および取得された法人税等の不確実性の変動は、通常取得日以後の期間の税金費用に影響します。同様に、2009年4月1日より前に完了した取得についても、繰延税金資産に係る評価性引当金および取得された法人税等の不確実性の調整に関しては、基準書第141号改訂版が適用されます。基準書第141号改訂版の適用がソニーの業績および財政状態に与える重要な影響はありません。

2009年4月、FASBは基準書第141号改訂版を修正するために、審議会職員意見書（FASB Staff Position、以下「FSP」）第FAS141(R)-1号「偶発事象から発生する企業結合において取得した資産および引き受けた負債の会計処理（Accounting for Assets Acquired and Liabilities Assumed in a Business Combination That Arise from Contingencies）」を公表しました。FSP第FAS141(R)-1号は、偶発事象から発生する企業結合における取得資産および引受負債の初期認識、測定、それに続く会計処理を規定したものです。このFSPは偶発事象によって発生する企業結合における取得資産および引受負債を、もし測定期間中に公正価値を決定可能である場合には、取得日における公正価値で認識することを要求しています。取得日における公正価値を決定できない場合には、それらの偶発事象から発生する取得資産および引受負債をある特定の基準を満たす場合のみ認識します。FSP第FAS141(R)-1号は、取得日が2009年4月1日以降の偶発事象から発生する企業結合における取得資産および引受負債に適用されません。FSP第FAS141(R)-1号の適用がソニーの業績および財政状態に与える重要な影響はありません。

## 連結財務諸表における非支配持分

2007年12月、FASBは基準書第160号「連結財務諸表における非支配持分—ARB第51号の改訂 (Noncontrolling Interests in Consolidated Financial Statements—an amendment of ARB No. 51)」を発行しました。基準書第160号は、親会社以外が保有する子会社における所有持分を連結貸借対照表の資本の部に計上および表示することと、非支配持分へ帰属する連結上の当期純利益および損失の金額ならびに親会社の所有持分の変動に関する会計処理について改訂された指針を規定し、親会社持分と非支配持分とを明確に特定し識別するための追加の開示を要求しています。ソニーは2009年4月1日から、基準書第160号の経過措置にしたがい、表示および開示に関して基準書第160号を遡及適用しました。これにより、従来、連結貸借対照表上の負債の部と資本の部の間に独立の科目として表示していた少数株主持分を、非支配持分として連結貸借対照表上の資本の部を含めて表示しています。また、連結損益計算書上の四半期純利益（損失）は、非支配持分に帰属する四半期純利益を含めて表示しています。基準書第160号の表示に関する規定は遡及的に適用され、2008年度の連結財務諸表の金額を組替再表示しています。基準書第160号の適用がソニーの業績および財政状態に与える重要な影響はありません。

## 無形固定資産の耐用年数の決定

2008年4月、FASBはFSP第FAS142-3号「無形固定資産の耐用年数の決定 (Determination of the Useful Life of Intangible Assets)」を公表しました。FSP第FAS142-3号は、基準書第142号「営業権およびその他の無形固定資産」にもとづいて認識された無形固定資産の耐用年数の決定に用いる更新または延長の前提を設ける際に検討すべき要素を修正するもので、(1) 個々にもしくはその他の資産と一括して取得された無形固定資産、および(2) 企業結合および資産の取得として得た無形固定資産の両方に適用されます。FSP第FAS142-3号は、企業が無形固定資産の耐用年数の見積もりを行うにあたり、自社の類似した案件における更新・延長の過去の事例、過去の事例がない場合には、市場参加者が使用するであろう更新・延長の前提を勘案することを要求しています。ソニーはFSP第FAS142-3号により、2009年4月1日以降に開始する連結会計年度より一部の追加開示、および2009年4月1日以降に取得される無形固定資産の耐用年数の見積もりについて将来にわたり適用することが要求されています。ソニーは2009年4月1日にFSP第FAS142-3号を適用しました。FSP第FAS142-3号の適用がソニーの業績および財政状態に与える重要な影響はありません。

## 持分法の会計処理に関する考察

2008年11月、FASBはEITF第08-6号「持分法の会計処理に関する考察 (Equity Method Investment Accounting Considerations)」を承認しました。EITF第08-6号は、基準書第141号改訂版および第160号が企業の持分法投資会計に及ぼす特定の影響を検討したものです。特に、持分法投資に係る取引費用は費用処理せず、取得対価に含め、持分法適用会社の株式発行による持分比率の低下を持分の売却とみなし、その損益を計上することを必要としています。ソニーは2009年4月1日にEITF第08-6号を適用しました。EITF第08-6号の適用がソニーの業績および財政状態に与える重要な影響はありません。

## 一時的でない減損の認識および表示

2009年4月、FASBはFSP第FAS115-2およびFAS124-2号「一時的でない減損の認識および表示 (Recognition and Presentation of Other-Than-Temporary Impairments)」を発行しました。このFSPは有価証券の一時的でない減損の信用リスク部分とそれ以外の部分の区分をより明確化し、財務諸表における一時的でない減損の表示を改善するためのものです。また、このFSPは負債証券にのみ適用され、信用リスクの悪化による損失とその他の市場要因による損失に区分して表示することを要求しています。企業にその負債証券を売却する意思がなく、50%超の可能性でその負債証券がその償却原価まで回復する前に売却する必要性がない場合、その企業は信用リスク部分の減損を損益に計上し、それ以外の部分をその他の包括利益に計上しなければなりません。さらにこのFSPは、以前に認識した一時的でない減損のうち信用リスク以外の部分を利益剰余金から累積その他の包括利益へ組替えるために、適用した期間の期首時点でその累積影響額を計上することを要求しています。ソニーは2009年4月1日にFSP第FAS115-2およびFAS124-2号を適用しました。FSP第FAS115-2およびFAS124-2号の適用がソニーの業績および財政状態に与える重要な影響はありません。なお、基準書第115号「特定の負債証券および持分証券への投資の会計処理 (Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities)」、またFSP第FAS115-1およびFAS124-1号「一時的でない減損の意味及び特定の投資への適用 (The Meaning of Other-Than-Temporary Impairment and Its Application to Certain Investments)」によって要求される開示については、記載を省略しています。

## 公正価値による測定

2006年9月、FASBは基準書第157号「公正価値による測定 (Fair Value Measurements)」を公表しました。この基準書は、公正価値の測定について枠組みを確立し、公正価値の定義を明確化するとともに、公正価値による測定

の使用について開示要求を拡大しています。基準書第157号は、公正価値による測定を要求または許可する他の会計原則のもとで適用され、新しく公正価値による測定を要求するものではありません。2008年2月、FASBはFSP第FAS157-2号「基準書第157号の適用日 (Effective Date of FASB Statement No. 157)」を公表しました。FSP第FAS157-2号により、ソニーは特定の非金融資産・負債に関して基準書第157号の適用を2009年4月1日まで延期しています。財務諸表上で非継続的に公正価値に基づき認識または開示されている非金融資産・負債に関して、基準書第157号の適用がソニーの業績および財政状態に与える重要な影響はありません。

2009年4月、FASBはFSP第FAS157-4号「資産あるいは負債の取引量および取引レベルが大幅に減少した場合における公正価値の決定および通常でない取引の識別 (Determining Fair Value When the Volume and Level of Activity for the Asset or Liability Have Significantly Decreased and Identifying Transactions That Are Not Orderly)」を公表しました。FSP第FAS157-4号は、市場が活発であるか否かの決定および取引が投売りであるか否かの決定に際して財務諸表の作成者および利用者に追加的な権威あるガイダンスを提供するものです。FSP第FAS157-4号は、2009年4月1日からソニーに適用され、遡及適用はされません。FSP第FAS157-4号の適用がソニーの業績および財政状態に与える重要な影響はありません。なお、基準書第157号により要求される開示の一部については、記載を省略しています。

#### 後発事象

2009年5月、FASBは基準書第165号「後発事象 (Subsequent Events)」を発表しました。基準書第165号は、貸借対照表日後財務諸表の提出日までに発生した事象に関する会計処理および開示の一般的な基準を規定するものです。基準書第165号は、(1) 財務諸表の修正もしくは開示を要する可能性がある事象および取引をマネジメントが評価すべき貸借対照表日後の期間、(2) 貸借対照表日後に発生した事象や取引を財務諸表に計上しなければならない状況、および(3) 貸借対照表日後に発生した事象や取引について行うべき開示について規定しています。ソニーは2009年度第1四半期連結会計期間より基準書第165号を適用しており、この適用がソニーの業績および財政状態に与える重要な影響はありません。

#### (2) 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 セグメントの変更

ソニーは2009年4月1日付の機構改革にともない、2009年度第1四半期より、業績報告におけるビジネス別セグメント区分の変更を行いました。主に、従来のエレクトロニクス分野およびゲーム分野に含まれていた事業を再構成し、コンシューマープロダクツ&デバイス分野、ネットワークプロダクツ&サービス分野、B2B&ディスク製造分野を新設しました。コンシューマープロダクツ&デバイス分野には、テレビ事業、デジタルイメージング事業、オーディオ・ビデオ事業、半導体事業、コンポーネント事業が含まれています。Samsung Electronics Co., LTDとの合弁会社S-LCD Corporationの持分法による投資利益(損失)はコンシューマープロダクツ&デバイス分野に含まれています。ネットワークプロダクツ&サービス分野には、ゲーム事業およびPC・その他ネットワークビジネス事業が含まれています。B2B&ディスク製造分野には、放送・業務用機器などのB2B事業およびブルーレイディスク、DVD、CDのディスク製造事業が含まれています。また、ソニーは2009年度第1四半期より、音楽分野を新設しました。音楽分野には、Sony Music Entertainment および(株)ソニー・ミュージックエンタテインメントならびにソニーが株式の50%を保有する米国における音楽出版事業の合弁会社であるSony/ATV Music Publishing LLCの業績が含まれています。なお、2008年度第1四半期連結累計期間の音楽分野の営業利益には、SONY BMG MUSIC ENTERTAINMENTの持分法における投資利益(損失)が含まれています。Sony Ericsson Mobile Communications AB (以下「ソニー・エリクソン」)の持分法による投資利益(損失)につきましては、以前はエレクトロニクス分野に含まれていましたが、単独の項目として表示しています。その他は、ソネットエンタテインメント(株)、広告代理店事業などの多様な事業活動から構成されています。この変更にともない2008年度実績は修正再表示されていません。

#### (3) 四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理

##### 税金費用の計算

ソニーは年間の税引前利益に対する実効税率を合理的に見積もり、この税率を各四半期までの累計税引前利益に乗じて累計税金費用を算出する方法により、各四半期の税金費用を計算しています。この年間見積実効税率にもとづく税金費用の計算には税務上の繰越欠損金、税額控除等の見込を反映させていますが、異常要因によるまたは非経常的な事象に関する損益等は反映させていません。なお、これらの損益に関する税金費用については、年間見積実効税率にもとづく税金費用とは別々に、その発生する四半期に計上しています。

#### (4) 勘定科目の組替再表示

2008年度の連結財務諸表の一部の金額を、2009年度第1四半期の表示に合わせて組替再表示しています。

3 公正価値による測定

ソニーにおいて継続的に公正価値で測定されている資産・負債の公正価値は、次のとおりです。

項目	2009年度 第1四半期連結会計期間末			
	金額（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
売買目的有価証券	145,309	155,374	1,408	302,091
売却可能証券				
負債証券	54,295	2,163,946	49,800	2,268,041
持分証券	138,032	21,550	3,720	163,302
その他	4,498	—	61,658	66,156
デリバティブ資産 *	—	26,492	—	26,492
資産合計	342,134	2,367,362	116,586	2,826,082
負債				
デリバティブ負債 *	—	34,853	—	34,853
負債合計	—	34,853	—	34,853

項目	2008年度末			
	金額（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
売買目的有価証券	123,080	160,240	3,003	286,323
売却可能証券				
負債証券	44,794	2,356,876	59,428	2,461,098
持分証券	92,464	21,164	3,562	117,190
その他	3,877	—	59,781	63,658
デリバティブ資産 *	—	24,401	—	24,401
資産合計	264,215	2,562,681	125,774	2,952,670
負債				
デリバティブ負債 *	—	36,386	—	36,386
負債合計	—	36,386	—	36,386

\* デリバティブ資産・負債は総額で認識および開示されています。

#### 4 資本および包括利益に関する補足情報

2008年度第1四半期連結累計期間における、連結貸借対照表の当社株主に帰属する資本および非支配持分ならびに資本合計の期首帳簿価額と期末帳簿価額との調整は次のとおりです。

	当社株主に帰属する資本	非支配持分	資本合計
項目	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
2007年度末（2008年3月31日）	3,465,089	276,849	3,741,938
配当金	—	△4,030	△4,030
株式にもとづく報酬およびその他	1,244	△39	1,205
四半期包括利益			
四半期純利益	34,977	8,944	43,921
その他の包括利益 （税効果考慮後）			
未実現有価証券評価損益	△13,857	△8,795	△22,652
未実現デリバティブ評価損益	1,598	—	1,598
年金債務調整額	△58	—	△58
外貨換算調整額	100,518	880	101,398
	123,178	1,029	124,207
2008年度第1四半期連結会計期間末 （2008年6月30日）	3,589,511	273,809	3,863,320

2009年度第1四半期連結累計期間における、連結貸借対照表の当社株主に帰属する資本および非支配持分ならびに資本合計の期首帳簿価額と期末帳簿価額との調整は次のとおりです。

	当社株主に帰属する資本	非支配持分	資本合計
項目	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
2008年度末（2009年3月31日）	2,964,653	251,949	3,216,602
配当金	—	△3,374	△3,374
株式にもとづく報酬およびその他	627	98	725
四半期包括利益			
四半期純利益（損失）	△37,093	16,337	△20,756
その他の包括利益 （税効果考慮後）			
未実現有価証券評価損益	19,261	10,122	29,383
未実現デリバティブ評価損益	△871	—	△871
年金債務調整額	△511	—	△511
外貨換算調整額	23,283	58	23,341
	4,069	26,517	30,586
2009年度第1四半期連結会計期間末 （2009年6月30日）	2,969,349	275,190	3,244,539

2008年度第1四半期連結累計期間および2009年度第1四半期連結累計期間において、当社の連結子会社に対する持分の変動が、当社株主に帰属する資本に与える重要な影響はありません。

5 基本的小および希薄化後1株当たり当社株主に帰属する利益（損失）（以下「EPS」）の調整表  
基本的小および希薄化後EPSの調整計算は次のとおりです。

項目	2008年度第1四半期連結累計期間			2009年度第1四半期連結累計期間		
	利益 （損失） （百万円）	加重平均 株式数 （千株）	EPS （円）	利益 （損失） （百万円）	加重平均 株式数 （千株）	EPS （円）
基本的小EPS						
当社株主に帰属する四半期純利益 （損失）	34,977	1,003,466	34.86	△37,093	1,003,529	△36.96
希薄化効果						
新株予約権	—	1,425	—	—	—	—
転換社債	—	46,257	—	—	—	—
希薄化後EPS						
計算に用いる当社株主に帰属する四 半期純利益（損失）	34,977	1,051,148	33.28	△37,093	1,003,529	△36.96

2008年度第1四半期連結累計期間および2009年度第1四半期連結累計期間において、希薄化後EPSの計算から除いた新株予約権の行使にともなう潜在株式数はそれぞれ10,907千株および16,423千株です。2008年度第1四半期連結累計期間においてはその権利行使価格が当社の普通株式の市場平均株価を上回っていたことから希薄化効果がないと認めこの計算から除外しています。2009年度第1四半期連結累計期間においてはソニーが四半期純損失となったことから希薄化効果がないと認めこの計算から除外しています。

6 契約債務および偶発債務

(1) 契約債務

①ローン・コミットメント

2009年6月30日現在のローン・コミットメントは、合計で247,150百万円です。

金融子会社は、顧客に対する貸付契約にもとづき、貸付の未実行残高を有しています。2009年6月30日現在、これらの貸付未実行残高は247,150百万円です。

②パーチェス・コミットメント等

2009年6月30日現在のパーチェス・コミットメントは、合計で311,627百万円です。これらのうち、主要なものは次のとおりです。

ソニーは通常の事業において、固定資産の購入に関する契約債務を負っています。2009年6月30日現在、固定資産の購入に関する契約債務は、47,576百万円です。

映画分野の一部の子会社は、製作関係者とのあいだで映画の製作およびテレビ番組の制作を行なう契約を締結し、また第三者とのあいだで完成した映画作品もしくはそれに対する一部の権利を購入する契約、スポーツイベントの放映権を購入する契約を締結しています。これらの契約は主に2017年3月31日までの期間に関するものです。2009年6月30日現在、当該契約にもとづく支払予定額は131,435百万円です。

音楽分野の一部の子会社は、音楽アーティストならびに音楽ソフトやビデオの制作・販売会社とのあいだに長期契約を締結しています。これらの契約は多様な期間にわたりますが、主として2014年6月30日までの期間に関するものです。2009年6月30日現在、当該契約に基づく支払予定額は38,230百万円です。

(2) 偶発債務

2009年6月30日現在の通常の事業において提供される保証を含む偶発債務は、最大で44,704百万円です。偶発債務のうち、主要なものは次のとおりです。

ソニーは、第三者投資家の債務に対し債権者が担保として保有している一定の資産を最低300百万米ドルで購入する申し入れを行うことを第三者投資家の債権者に保証しています。2009年6月30日現在、この担保資産の公正価額は300百万米ドルを超えています。

欧州委員会は2003年2月に電気・電子機器の廃棄についての指令を出しました。この指令により、2005年8月以降、販売する製品について、回収・処置・修理・安全に廃棄する費用を製造者が負担することが求められます。この



指令にもとづく法律が施行されている大部分の欧州連合加盟国において、ソニーはこの指令に関する債務を計上しています。2009年6月30日時点において、上記の指令に関連する債務に重要性はありません。しかしながら、ソニーはこの規制適用による影響額を継続して評価しています。

当社および一部の子会社は、数件の訴訟の被告となっています。また、さまざまな政府機関より調査を受けています。しかし、ソニーおよびソニーの法律顧問が現在知りうるかぎり、それらの訴訟その他の法的手続きによる損害は仮にあったとしても、四半期連結財務諸表に重大な影響をおよぼすものではないと考えています。

## 7 セグメント情報

以下のリポーダブル・セグメントは、そのセグメントの財務情報が入手可能なもので、その営業利益（損失）が最高経営意思決定者によって経営資源の配分の決定および業績の評価に通常使用されているものです。ソニーにおける最高経営意思決定者は、会長 兼 社長 CEOです。

ソニーは2009年4月1日付の機構改革にともない、2009年度第1四半期より、業績報告におけるビジネス別セグメント区分の変更を行いました。主に、従来のエレクトロニクス分野およびゲーム分野に含まれていた事業を再構成し、コンシューマープロダクツ&デバイス分野、ネットワークプロダクツ&サービス分野、B2B&ディスク製造分野を新設しました。また、ソニーは2009年度第1四半期より、音楽分野を新設しました。この変更にともない2008年度実績は修正再表示されています。

コンシューマープロダクツ&デバイス分野には、テレビ事業、デジタルイメージング事業、オーディオ・ビデオ事業、半導体事業、コンポーネント事業が含まれています。Samsung Electronics Co., LTDとの合弁会社S-LCD Corporationの持分法による投資利益（損失）はコンシューマープロダクツ&デバイス分野に含まれています。ネットワークプロダクツ&サービス分野には、ゲーム事業およびPC・その他ネットワークビジネス事業が含まれています。B2B&ディスク製造分野には、放送・業務用機器などのB2B事業およびブルーレイディスク、DVD、CDのディスク製造事業が含まれています。映画分野は、主に米国において映画、ビデオソフト、テレビ番組を含む映像ソフトの企画、製作、製造を行い、全世界で販売、配給、放映しています。音楽分野には、Sony Music Entertainmentおよび㈱ソニー・ミュージックエンタテインメントならびにソニーが株式の50%を保有する米国における音楽出版事業の合弁会社であるSony/ATV Music Publishing LLCの業績が含まれています。なお、2008年度第1四半期連結累計期間の音楽分野の営業利益には、SONY BMG MUSIC ENTERTAINMENTの持分法における投資利益（損失）が含まれています。金融分野は、日本市場における生命保険、損害保険を主とする保険事業、日本のリースおよびクレジットファイナンス事業と銀行事業を行っています。ソニー・エリクソンの持分法による投資利益（損失）につきましては、以前はエレクトロニクス分野に含まれていましたが、単独の項目として表示しています。その他は、ソネットエンタテインメント㈱、広告代理店事業などの多様な事業活動から構成されています。ソニーの製品およびサービスは、一般的にはそれぞれのオペレーティング・セグメントにおいて固有のものであります。

【ビジネスセグメント情報】

売上高および営業収入：

	2008年度 第1四半期連結累計期間	2009年度 第1四半期連結累計期間
項目	金額(百万円)	金額(百万円)
売上高および営業収入：		
コンシューマープロダクツ&デバイス：		
外部顧客に対するもの	982,229	702,258
セグメント間取引	82,288	71,126
計	1,064,517	773,384
ネットワークプロダクツ&サービス：		
外部顧客に対するもの	377,733	238,046
セグメント間取引	16,659	8,801
計	394,392	246,847
B2B&ディスク製造：		
外部顧客に対するもの	118,869	81,952
セグメント間取引	19,469	17,108
計	138,338	99,060
映画：		
外部顧客に対するもの	159,638	170,020
セグメント間取引	—	—
計	159,638	170,020
音楽：		
外部顧客に対するもの	49,842	106,382
セグメント間取引	5,646	2,445
計	55,488	108,827
金融：		
外部顧客に対するもの	178,382	223,352
セグメント間取引	4,643	4,199
計	183,025	227,551
その他：		
外部顧客に対するもの	85,521	62,229
セグメント間取引	—	—
計	85,521	62,229
全社およびセグメント間取引消去	△101,875	△88,065
連結合計	1,979,044	1,599,853

コンシューマープロダクツ&デバイス分野におけるセグメント間取引は、主としてネットワークプロダクツ&サービス分野に対するものです。

ネットワークプロダクツ&サービス分野におけるセグメント間取引は、主としてコンシューマープロダクツ&デバイス分野に対するものです。

B2B&ディスク製造分野におけるセグメント間取引は、主としてネットワークプロダクツ&サービス分野、映画分野および音楽分野に対するものです。

全社およびセグメント間取引消去には、ブランド、特許権使用料およびロイヤルティ収入が含まれています。

## セグメント別損益：

	2008年度 第1四半期連結累計期間	2009年度 第1四半期連結累計期間
項目	金額(百万円)	金額(百万円)
営業利益(損失)：		
コンシューマプロダクツ&デバイス	36,073	△1,960
ネットワークプロダクツ&サービス	4,620	△39,734
B2B&ディスク製造	8,871	△12,425
映画	△8,262	1,808
音楽	4,650	5,375
金融	30,577	48,215
ソニー・エリクソンにおける持分法による投資利益(損失)	574	△14,476
その他	2,780	587
計	79,883	△12,610
全社およびセグメント間取引消去	△6,444	△13,090
連結営業利益(損失)	73,439	△25,700
その他の収益	13,107	8,399
その他の費用	△23,624	△15,643
連結税引前利益(損失)	62,922	△32,944

上記の営業利益(損失)は、売上高および営業収入から売上原価および営業費用を差し引き、持分法による投資利益(損失)を加えたものです。

全社およびセグメント間取引消去には、主として本社に帰属し各セグメントに配賦不能な一部の構造改革費用およびその他本社費用が含まれています。

下記の表は、コンシューマプロダクツ&デバイス分野およびネットワークプロダクツ&サービス分野の製品部門別の外部顧客に対する売上高および営業収入の内訳です。ソニーのマネジメントは、コンシューマプロダクツ&デバイス分野およびネットワークプロダクツ&サービス分野をそれぞれ単一のオペレーティング・セグメントとして意思決定を行っています。

	2008年度 第1四半期連結累計期間	2009年度 第1四半期連結累計期間
項目	金額(百万円)	金額(百万円)
コンシューマプロダクツ&デバイス		
テレビ	311,518	237,144
デジタルイメージング	275,622	184,763
オーディオ・ビデオ	135,803	106,185
半導体	77,390	61,428
コンポーネント	179,610	111,642
その他	2,286	1,096
計	982,229	702,258
ネットワークプロダクツ&サービス		
ゲーム	214,991	110,514
PC・その他ネットワークビジネス	162,203	126,026
その他	539	1,506
計	377,733	238,046

ソニーはセグメントの変更にもない、2009年度第1四半期より製品部門区分を変更しました。この変更にもない前年度実績は修正再表示されています。コンシューマープロダクツ&デバイス分野のうち、テレビ事業には液晶テレビ、デジタルイメージング事業には、コンパクトデジタルカメラ、デジタル一眼レフカメラ、ビデオカメラ、オーディオ・ビデオ事業には、家庭用オーディオ、ブルーレイディスクプレイヤー/レコーダー、半導体事業にはイメージセンサー、中小型液晶、コンポーネント事業には、電池、記録メディア、データ記録システムなどが主要製品として含まれています。ネットワークプロダクツ&サービス分野のうち、ゲーム事業には家庭用ゲーム機、ソフトウェア、PC・その他ネットワークビジネス事業にはPC、メモリ内蔵型携帯オーディオなどが主要製品として含まれています。

【地域別セグメント情報】

2008年度第1四半期連結累計期間および2009年度第1四半期連結累計期間における顧客の所在国別に分類した売上高および営業収入は次のとおりです。

	2008年度 第1四半期連結累計期間	2009年度 第1四半期連結累計期間
項目	金額(百万円)	金額(百万円)
売上高および営業収入：		
日本	519,313	494,721
米国	433,500	371,317
欧州	461,689	323,195
その他地域	564,542	410,620
計	1,979,044	1,599,853

売上高および営業収入に関して、欧州およびその他地域において個別には金額的に重要性のある国はありません。報告されているセグメントおよび地域別セグメントのセグメント間取引は、独立企業間価格で行っています。

2008年度第1四半期連結累計期間および2009年度第1四半期連結累計期間において、単一顧客として重要な顧客に対する売上高および営業収入はありません。

2008年度第1四半期連結累計期間および2009年度第1四半期連結累計期間における出荷事業所の所在地別の売上高および営業収入、営業利益（損失）は次の表のとおりです。基準書第131号にしたがい要求される開示に加えて、ソニーはこの情報を日本の金融商品取引法による開示要求を考慮し補足情報として開示しています。

	2008年度 第1四半期連結累計期間	2009年度 第1四半期連結累計期間
項目	金額(百万円)	金額(百万円)
売上高および営業収入：		
日本：		
外部顧客に対するもの	527,801	488,129
セグメント間取引	1,020,012	656,129
計	1,547,813	1,144,258
米国：		
外部顧客に対するもの	492,838	432,594
セグメント間取引	91,095	59,883
計	583,933	492,477
欧州：		
外部顧客に対するもの	434,117	293,655
セグメント間取引	16,299	17,655
計	450,416	311,310
その他地域：		
外部顧客に対するもの	497,458	369,861
セグメント間取引	471,504	323,133
計	968,962	692,994
全社およびセグメント間取引消去	△1,572,080	△1,041,186
連結合計	1,979,044	1,599,853
営業利益（損失）：		
日本	90,566	13,009
米国	△18,404	△2,833
欧州	△415	△40,695
その他地域	29,507	26,739
全社およびセグメント間取引消去	△27,815	△21,920
連結合計	73,439	△25,700

## 8 重要な後発事象

ソニーは四半期連結財務諸表の提出日である2009年8月12日まで後発事象を評価しました。  
2009年7月28日、ソニーは10億米ドルの長期銀行借入（返済期限2012年7月28日）を行いました。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2009年8月12日

ソニー株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員      公 認 会 計 士      中 村   明 彦  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公 認 会 計 士      関 根   愛 子  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているソニー株式会社の2008年4月1日から2009年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（2008年4月1日から2008年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表注記1及び2参照）に準拠して、ソニー株式会社及び連結子会社の2008年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

1. 四半期連結財務諸表注記2「主要な会計方針の要約」（1）「新会計基準の適用」に記載のとおり、会社は2009年度より、米国財務会計基準書（以下、基準書）第160号「連結財務諸表における非支配持分—ARB第51号の改訂」を適用している。基準書第160号の表示に関する規定は遡及的に適用され、2008年度の連結財務諸表を組替再表示している。
2. 四半期連結財務諸表注記2「主要な会計方針の要約」（2）「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、会社は2009年度より、ビジネス別セグメント区分の変更を行い、これに伴い2008年度のビジネス別セグメント区分を2009年度の区分に合わせて修正再表示している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。



# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2009年8月12日

ソニー株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員      公 認 会 計 士      中 村   明 彦  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公 認 会 計 士      関 根   愛 子  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているソニー株式会社の2009年4月1日から2010年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2009年4月1日から2009年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2009年4月1日から2009年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表注記1及び2参照）に準拠して、ソニー株式会社及び連結子会社の2009年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

1. 四半期連結財務諸表注記2「主要な会計方針の要約」（1）「新会計基準の適用」に記載のとおり、会社は2009年度より、米国財務会計基準書（以下、基準書）第160号「連結財務諸表における非支配持分—ARB第51号の改訂」を適用している。基準書第160号の表示に関する規定は遡及的に適用され、2008年度の連結財務諸表を組替再表示している。
2. 四半期連結財務諸表注記2「主要な会計方針の要約」（2）「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、会社は2009年度より、ビジネス別セグメント区分の変更を行い、これに伴い2008年度のビジネス別セグメント区分を2009年度の区分に合わせて修正再表示している。
3. 四半期連結財務諸表注記8「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は2009年7月28日に借入を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2009年8月12日
【会社名】	ソニー株式会社
【英訳名】	SONY CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役 大根田 伸行
【最高財務責任者の役職氏名】	代表執行役 大根田 伸行
【本店の所在の場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社の代表執行役および最高財務責任者である大根田 伸行は、当社の2009年度第1四半期（自2009年4月1日 至 2009年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

## 2 【特記事項】

該当事項はありません。